

# 安心に住み続けることができるまちを目指して

## 「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」

### 健康福祉課 障がい・福祉係

在宅生活者で要配慮者（高齢者や障がい者など）のうち、災害時に自ら（家族等の支援を含む）避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿（A）を作成し、避難支援を実施するための計画（B）を作成することが法律により、令和3年度から努力義務となりました。

支援を実施する人も被災する可能性がありますので、責任を負うことはできませんが、可能な範囲で支援を行います。

自治会、民生委員等には、名簿提供を行っていますので、災害時の支援に併せて、日常の見守り、避難訓練等の活用にご理解とご協力をお願いします。

### A「避難行動要支援者名簿」

町が持っている情報①～⑤を基に、町で調査を行い、避難行動要支援者名簿を作成しています。（年1回更新）

避難行動要支援者調査対象者
① 要介護認定3～5
② 身障手帳1、2級の者（内部障がいを除く）
③ 療育手帳A判定の者
④ 精神障害者保健福祉手帳1級の者
⑤ 難病患者
⑥ その他 災害避難時に支援が必要な者（登録申請書を提出）



本人の同意があった場合、避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、消防、警察等）への情報提供を行います。  
知り得た個人情報、避難支援等のみに活用し、秘密を守ります。

### B「個別避難計画」

名簿に登録された方は、同意を得て個別避難計画を作成します。

個別避難計画で決める事項

- ① 避難を支援してくれる避難支援等実施者の確保  
自治会、自主防災組織、地域住民など
- ② 避難所、避難経路
- ③ 支援時に必要な身体状況等



# 「名簿」と「計画」作成の流れ

町の情報（介護・障がい）から調査

自治会、本人等からの申請

避難行動要支援者名簿の登録

情報提供同意あり

情報提供同意なし

自治会、民生委員、社会福祉協議会等に名簿を提供

生命に危険を及ぼす場合は、同意がなくても名簿を活用

自治会、民生委員等は名簿を活用して避難訓練、日常の見守り等を行う

個別避難計画作成の同意

同意なし

同意あり

名簿の範囲で支援

個別避難計画を作成（町が事業者に委託）

自治会、民生委員、社会福祉協議会等に完成した計画を提供

避難支援等実施者が未定の場合、自治会等へ相談

問い合わせ先  
障がい・福祉係  
電話 934-2278  
F A X 933-7512